

[事案 2021-23] 入院給付金支払請求

・令和3年9月30日 裁定終了

<事案の概要>

新型コロナウイルス感染症による自宅療養に対する給付金について、保険会社の給付金支払起算日の解釈を不服として、入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者として自宅待機することとなった2日後に症状が現れ、その翌日から保健所の指示で自宅療養を行い、さらに2日後にPCR検査を行った結果、その2日後に陽性結果が伝えられ、翌日から宿泊療養となった。そのため、平成14年6月に加入した医療保険にもとづき入院給付金を請求したところ、PCR検査で陽性となった日以降に対してのみ入院給付金が支払われたが、以下の理由により、自宅療養開始日から給付金を支払ってほしい。

- (1) 都道府県発行の証明書に、自宅療養の開始日が記載されている。
- (2) 保険会社の定める特別取扱は、「PCR検査による陽性判明後に、保健所等により各種療養の指示が出されることになる」という事実誤認にもとづくものである上、給付金の支払いを「陽性判明日から」という設定とする点でも問題がある。
- (3) 保険会社は給付金が支払われない理由について、不誠実な説明をしている。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 約款上、新型コロナウイルスの自宅療養、宿泊療養は入院給付金の支払対象とならないが、令和2年4月2日付厚生労働省事務連絡をふまえて、入院給付金の支払対象を拡大した。
- (2) 自宅療養および宿泊療養の期間は、検査で陽性と判明し、療養の指示を受けた日から起算することとしたが、これは約款に定められた支払対象を顧客に有利に拡大するものであり、他の保険会社と支払範囲が異なることもあり得る。
- (3) 申立人は、都道府県発行の証明書に記載された自宅療養期間を根拠として主張するが、保険会社の運用は行政の運用・判断には左右されない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、自宅療養前後の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険会社の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う特別取扱に問題があるとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。